

《倉吉市バドミントン協会規約》

第1章 総則

(名称及び構成員)

第1条 この協会は、倉吉市バドミントン協会(以下「協会」という。)といい、倉吉市内在住者をもって組織する。

2 前項の市内在住者とは、市内に住所のある者、市内勤務者又は市内で活動しているクラブチームの所属クラブ員をいう。

3 協会の会員登録は、個人登録とする。ただし、任意の団体に所属している者は、団体登録を原則とし、加盟団体の取り扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会員登録者の市町村協会登録は、登録者の居住地とする。
- (2) 会員登録者の部会・連盟は、登録者の所属するクラブ、団体の加盟先又は登録者本人の選択による。
- (3) 高校・大学・高専・各種専門学生は一般のクラブ、団体に所属し登録できる。
- (4) 協会の会員登録費は、次の表のとおりとする。

		(公財)日本協会	鳥取県協会	倉吉市協会	合計
A 級	一般	1,000円	1,300円	700円	3,000円
	大学生	1,000円	600円		1,600円
	高校生	500円	600円		1,100円
	中学生	300円	400円		700円
	小学生	300円	400円		700円
B 級	一般		1,300円	700円	2,000円
	中学生		400円		400円

(5) 協会の会員登録事務(手続き)は、次のとおりとする。

1 会員登録の窓口

- (1) 一般(実業団、教職員、レディース、社会人クラブ)、学生……市協会
- (2) 高校生……高体連専門部
- (3) 中学生……中体連専門部
- (4) 小学生……小学生連盟

2 会員登録番号の管理

- (1) 会員登録番号の管理は、総務委員会が行う。

(2) 会員登録番号の付与は、「会員登録番号の管理」により行う。

3 会員登録窓口の業務

- (1) 総務委員会の定める「会員登録申込書」、「会員登録名簿」による協会への登録業務
- (2) 登録費の徴収
- (3) 本協会のA級登録者への会員証(カード)の配布

4 協会の会員登録業務

- (1) 会員登録窓口からの会員登録受付と管理
- (2) A級会員登録者への会員証(カード)の発行
- (3) 会員登録名簿の作成と市町村協会、部会・連盟への名簿の配布
- (4) 登録者の鳥取県バドミントン協会登録事務

(6) 協会の会員登録時期は、次のとおりとする。

- 1 当該年度の会員登録は、原則として総務委員会に3月31日までに登録すること。(A級 = 日本バドミントン協会)
 - 2 その後の会員登録は、随時追加登録を認める。
 - 3 会員登録費は、その年度のみ有効である。
- (7) 会員登録番号の管理については、別に定める。

(事務局)

第2条 この協会の事務局は、原則として、理事長所在地に置く。

(目的)

第3条 この協会は、バドミントン競技の技術向上と普及に努め、この競技を通じ体位向上と親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この協会は、前条の目的を遂行するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 各種競技会
- (2) 職場、学校、学園、団体等の指導
- (3) その他目的達成に関する事業

第2章 役員

(役員)

第5条 この協会は、次の各項に定める役員を置く。

2 この協会は、必要により常任理事会において推薦した次の名誉役員を置くことができる。

(1) 顧問 若干名

3 この協会は、次の各号に定める執行役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 理事長 1名

(4) 副理事長 若干名

(5) 常任理事(委員長・副委員長) 若干名

(6) 理事(委員) 若干名

(7) 監事 1名

(8) 代議員 3名

(役員職務)

第6条 この協会役員職務は、次の各項のとおりとする。

2 名誉役員

その功績をたたえ名を残し、必要あるときは会長の諮問に応じる。

3 執行役員

(1) 会長 本協会を総理し、本協会を代表する。

(2) 副会長 会長を補佐し、事故があるときは代行する。

(3) 理事長 会長・副会長を補佐し、常任理事会の議決に基づき本協会の通常業務を処理する。

(4) 副理事長 理事長を補佐する。

(5) 常任理事・理事 理事長を補佐し、担当業務を処理する。

(6) 監事 本協会の業務・財務の監査を行う。

(7) 代議員 本協会登録者代表として第3条の遂行に対し、参画する。

(役員選出)

第7条 この協会の役員選出は、次の各項に定めるとおりとする。

2 名誉役員は常任理事会で推薦し、総会の承認を得る。

3 この協会の執行役員選出及び決定は、総会において行う。なお、選出・決定にあたって、次の各号に定めるとおりとする。

(1) この協会の役員は、2以上の役員となることができない。

(2) 役員の中に欠員が生じた場合は、本項に従い行う。

- (3) 会長・副会長は学識経験者理事の中から選出する。
- (4) 理事長・副理事長は常任理事の中から選出する。
- (5) 常任理事は理事の中から選出する。
- (6) 理事及び監事は各部会・連盟及び社会人クラブより選出する。
- (7) 代議員は協会登録者より3名選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

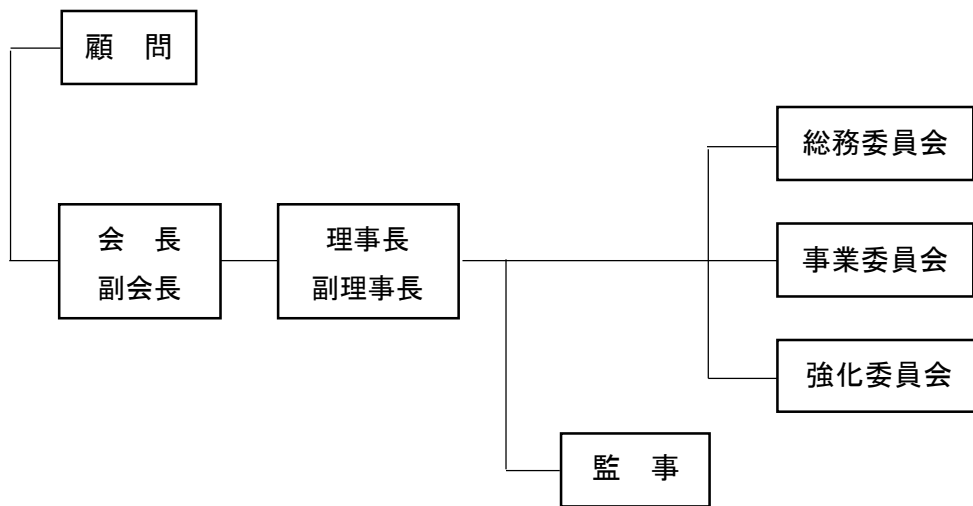
- 2 役員は、任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を遂行する。

第3章 組織及び業務分掌

(組織)

第9条 この協会は、次の図により組織し運営する。なお、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。

- 2 組織図



(業務分掌)

第10条 各委員会の業務内容は、別に定める。

第4章 機関

(機関)

第11条 この協会に次の各号に定める機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任理事会
- (3) 委員会

(総会)

第12条 総会は、この協会の最高議決機関であつて、執行役員をもって構成し、毎年1回会長が招集する。ただし、次の場合は臨時に招集しなければならない。なお、会長が必要と認めた者を出席させることができる。

- (1) 役員²の2分の1以上の要求があつたとき
- (2) 常任理事会の要求があつたとき
- (3) 会長が特に必要と認めたとき

(附議事項)

第13条 総会に附議しなければならない事項は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 規約の改廃
- (2) 役員²の選出及び決定
- (3) 事業運営予定及び総括
- (4) 予算の決定及び決算の承認
- (5) その他必要と認めた事項

(決議)

第14条 総会は、総会構成員の2分の1以上の出席により成立する。ただし、委任状による場合も出席とみなすことができる。

2 総会の議決は出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常任理事会)

第15条 常任理事会は、次の各項のとおり開催する。

- 2 常任理事会は、理事長・副理事長・常任理事(委員長・副委員長)で構成する。
- 3 常任理事会は、随時理事長がこれを招集する。
- 4 常任理事会は、この協会の総会に次ぐ議決機関で、次の各号に定める事項を議決する。
 - (1) 事業の運営及び執行に関する事項
 - (2) 総会の決議により委任された事項

(3) その他必要な事項

- 5 常任理事会は、常任理事の2分の1以上の出席により成立する。
- 6 常任理事会の議決は出席役員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは理事長の決 するところによる。
- 7 常任理事は、事業の運営及び執行に当たる。

(委員会)

第16条 委員会は、次のとおり開催する。

委員会は、委員をもって構成し、随時委員長がこれを招集し、決定した事項は理事長に報告する。

第5章 旅費及び日当

別途定める

第6章 会計

(経費)

第19条 この協会の経費は、次の各号の収入をもって充てる。

- (1) 市の補助金
- (2) 寄付金・広告料・世話料
- (3) 大会収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第20条 この協会の事業は毎年1月1日に始まり、12月31日に終わるものとする。

(経費の運用)

第21条 毎年の余剰金はこれを準備金として積立てるものとする。但し、総会の決議により使用することができる。

(財政報告)

第22条 会計監査は、事務局の会計事務について監査し、総会及び常任理事会に報告しなければならない。

- 2 本協会の経費は、予算制で運用することを原則とする。

第7章 罰則

第23条 本規約の定める事項に反したときは、本協会に対する一切の権利を失う。

第8章 弔慰

別途定める

第10章 選手派遣・選考基準

第26条 各大会への選手派遣・選手選考について次の各項のとおり定める。

- 2 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭は、協会でチーム編成をし選手団派遣を行うものとする。
- 3 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭の選手選考基準は次の各号のとおり定める。
 - (1) 小学生: 県ABC大会・県小学生選手権の成績上位者及び協会推薦等により選出する。
 - (2) 中学生: 中学総体・県中学生新人選手権の成績上位者及び協会推薦等により選出する。
 - (3) 一般: 各種大会の成績及び協会推薦等により選出する。
- 4 前項の各種別の監督については、会長又は理事長が候補者を選出し、指名する。
- 5 各種別の監督については、指導者資格を有する者が望ましいが、それに準ずる者(地域での指導経験者、教職員、協会幹部)でも可とする。
- 6 2項の大会の経費は、倉吉市支給と本協会予算に基づき負担する。

第11章 指導強化

第27条 協会登録者の競技力向上に対する事業について次の各項のとおり定める。

- 2 競技力向上に対する事業として次の各号に定める事業を実施するものとする。
 - (1) 倉吉市バドミントンサーキット: 4回/年程度
- 3 前項の大会責任者は、計画書・役員名簿・予算書を作成し、常任理事会(開催不可時には理事長の承認)にて承認を得なければならない。
- 4 ここでいう大会責任者は大会会長若しくは大会委員長をいう。
- 5 2項の事業運用については、別に定める。
- 6 強化練習会については、次の各号のとおり定める。
 - (1) 鳥取県民スポーツ・レクリエーション祭は、2回/年程度実施する。

- (2) (小中高一貫)強化練習会は強化委員会にて事前に計画案・予算書を作成し、常任理事会(開催不可時には理事長の承認)の承認を得るものとする。
- 7 (小中高)強化練習会は予算に基づき、協会負担とする。
- 8 総務委員会は提出された計画書・予算に基づき、事業費を捻出する。
- 9 強化練習会責任者は、事業終了後に遅滞なく報告書を提出するものとする。
- 10 指導強化に関して、営利目的での事業開催、運営を禁止する。

第12章 公認審判員資格の更新助成

第28条 会員で公認審判員資格を保有している者がその資格を更新する際は、市協会及び県協会で定められた金額を助成するものとする。ただし、市協会助成については中部地区大会以上の大会において、審判実績1回以上/資格有効期間を条件とする。

- 2 事業委員会は、県協会と調整し更新料の助成額を決定するものとする。

第13章 補則

第29条 この規約の施行に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 附則

- 1 この規約の公布の日から施行し、昭和42年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規約は、平成8年4月1日から適用する。
 - 改正後の規約は、平成8年4月1日から適用する。「役員構成 監事2人→1人」
 - 改正後の規約は、平成8年4月1日から適用する。「役員構成 顧問の設置」
 - 改正後の規約は、平成24年4月1日から適用する。
 - 改正後の規約は、平成27年4月1日から適用する。
 - 改正後の規約は、平成27年12月26日から適用する。
 - 改正後の規約は、平成28年1月17日から適用する。
 - 改正後の規約は、平成31年1月19日から適用する。「県協会と同じ組織名称」
 - 改正後の規約は、令和2年1月25日改定とし、施行日は令和2年4月1日とする。
 - 改正後の規約は、令和2年1月23日から適用する。

業務分掌規定

第1条 本規定は、規約第10条に基づき、業務分掌について次のとおり定める。

委員会	業務内容
総務委員会	1 市協会の庶務および会計 2 鳥取県協会の登録事務 3 倉吉市体育協会との庶務・調整 4 (財)鳥取県体育協会の表彰選考 5 倉吉市体育協会の表彰選考 6 鳥取県協会の表彰選考
事業委員会	1 大会の企画 2 大会日程の作成 3 大会の開催 ア 申込受付 イ 組み合わせ (理事長の指名する者を含み協議する。) ウ 大会の準備 エ 大会の運営 オ 各種大会の庶務及び会計 カ 大会結果の報告 4 競技記録の管理 5 各種大会の審判業務 6 審判員の技術向上 ア 県協会主催の研修会参加 イ 審判講習会の実施
強化委員会	1 選手強化 ア 講習会の実施 イ 定例強化(練習・大会)の実施 2 指導者の技術向上 ア 講習会の実施 3 競技普及活動の実施 ア 各自治体・団体への指導者派遣

第2条 本規定は、常任理事会の議決による。

第3条 本規定は、平成18年4月1日制定

本規定は、平成24年4月1日改定

本規定は、平成31年1月19日改定

会員登録番号の管理規定

第1条 本規定は、規約第1条第3項に基づき、会員登録番号について下表のとおり定める。ただし、鳥取県バドミントン協会等の上位団体において、会員登録番号の管理方法に変更があった場合は、この限りでない。

部会・連盟区分欄

- 1 実業団(職域)
- 2 教職員
- 3 レディース
- 4 社会人(地域、同好会)
- 5 学生
- 6 高校
- 7 中学
- 8 小学生
- 9 その他未加盟

(鳥取)

個人番号

T ○ ○ ○ ○ ○ ○

個人番号 5桁(市町村区分番号 2桁+個人番号 3桁)

**123

**に記載する番号は次の通りとする。

鳥取市 :10~11 三朝町 :62

倉吉市 :20~21 北栄町 :63

米子市 :30~31 琴浦町 :64

境港市 :40~41 南部町 :71

岩美町 :51 大山町 :73

八頭町 :52 伯耆町 :74

若桜町 :53 日南町 :75

智頭町 :54 日野町 :76

湯梨浜町:61 江府町 :77